

鶴岡市下水道事業告示第3号

令和8年度鶴岡市市設置型浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

鶴岡市長 佐藤 聡

令和8年度鶴岡市市設置型浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

1 目的及び交付

浄化槽事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和8年度に行われる市設置型浄化槽転換事業に係る分担金の納付義務者に対し、鶴岡市下水道事業補助金等に関する規程（平成27年鶴岡市上下水道事業管理規程第6号。以下「規程」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 浄化槽転換事業 既存の住宅の改良により、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業をいう。
- (5) 市設置型浄化槽転換事業 市が行う浄化槽転換事業をいう。
- (6) 分担金 鶴岡市浄化槽事業分担金徴収条例（平成17年鶴岡市条例第146号）に規定する分担金をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 分担金の納付義務者
- (2) 分担金の納付を完了した者
- (3) 市税に滞納がない者

4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、合併前の藤島町、櫛引町、朝日村、温海町の区域において別に定める浄化槽処理促進区域で行われる市設置型浄化槽転換事業とする。

5 補助金の額

補助金の額は、次のうちいずれか低い額とする。

- (1) 8万円
- (2) 分担金額

6 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規程においてその例によることとされた鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽転換事業であることを証する書類
- (2) 分担金支払領収証書の写し
- (3) 市税の納税証明書その他の3（3）に規定する者であることを確認するための書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。